

こ 成 保 発 第 154 号
令 和 7 年 2 月 26 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

乳児等通園支援事業の認可等について

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項において、法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の認可事業とされるとともに、法第 34 条の 15 第 3 項各号に乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準等が規定され、審査基準に適合している者から乳児等通園支援事業の認可に係る申請があった場合には、認可するものとされた。

今般、乳児等通園支援事業の認可の指針を下記のとおり定めたので、十分理解の上、管内市町村、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、乳児等通園支援事業の認可の運用に関して御配意をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 乳児等通園支援事業の認可の指針

1 乳児等通園支援事業の認可制度について

法第 34 条の 15 第 3 項各号に乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準等が規定されるとともに、審査基準に適合している者から乳児等通園支援事業の認可に関する申請があった場合には、認可するものとされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

また、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「改正後子子法」という。）附則第 29 条の規定により読み替えられた改正後子子法第 59 条により、令和 7 年度に限り、市町村は、法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）に従って、地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業を行うものとされる。

このため、令和7年度においては、市町村が乳児等通園支援事業を実施しようとする場合に、当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた量の見込み等を踏まえつつ、認可を行うこと。

なお、改正法による法第34条の15第5項の規定の改正については改正後子子法により令和8年4月1日施行としており、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用総定員数を踏まえた需給調整については、令和7年度においては実施しないことに留意すること。

2 乳児等通園支援事業の認可申請に関する審査等

乳児等通園支援事業の認可申請については、個別の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 社会福祉法人又は学校法人による認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、法第34条の15第3項の規定に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査すること。

(2) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による認可申請

社会福祉法人等以外の者から乳児等通園支援事業の認可に関する申請があった場合には、法第34条の15第3項の規定に基づき、市町村長は、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準により審査を行うこと。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 乳児等通園支援事業を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）の3も参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると市町村が認めること。また、認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。（法第34条の15第3項第1号関係）

イ 乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。（法第34条の15第3項第2号関係）

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。（法第34条の15第3項第3号関係）

同号の「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。ただし、②については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、①の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外

の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）及び乳児等通園支援事業をいうこと。

① 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

② 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

③ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。（法第34条の15第3項第4号関係）

(3) 社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合については、以下の条件を付することが望ましいこと。

ア 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。なお、改正後子法第54条の3の規定により準用する改正後子法第46条第3項の内閣府令で定める基準（令和8年4月1日施行予定）において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」との規定を設ける予定であること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、②に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。

① 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類

② 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(4) 認可の取消しについて

市町村長は、法第 58 条第 2 項の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業を行う事業者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該乳児等通園支援事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを検討すること。

ただし、当該違反が、乳児又は幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

2 乳児等通園支援事業の認可の簡素化

(1) 趣旨

乳児等通園支援事業の施行に当たっては、国が定める内閣府令を踏まえた市町村における条例制定、乳児等通園支援事業者の認可等が必要となるが、これには一定の時間を要することも考えられる。このため、関係法令に反しない範囲で、認可に関する一連の手続の簡素化に関する考え方を示すことにより、乳児等通園支援事業の円滑な施行を図るものであること。

(2) 乳児等通園支援事業の認可に関する流れ

市町村における乳児等通園支援事業者の認可については、法の規定等を踏まえ、概ね、以下の①～⑤に沿って行われることが想定される。

- ① 市町村と認可の乳児等通園支援事業の認可申請を行おうとする者との事前協議
- ② 乳児等通園支援事業の認可の申請
- ③ 認可の申請に関する審査（現地確認を含む。）
- ④ 市町村児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取
- ⑤ 認可

なお、④については、法第 34 条の 15 第 4 項の規定において、市町村長が認可をしようとするときは、あらかじめ意見聴取を行うこととされていることに留意すること。

(3) 具体的な簡素化の方法（考えられる例）

(2)の乳児等通園支援事業の認可に関する流れを踏まえ、「多様な保育促進事業の実施について」（令和 6 年 9 月 6 日付けこども家庭庁成育局長通知）に基づく「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（以下「試行的事業」という。）を行う者及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）第 20 条第 3 項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型事業」という。）を行おうとする者に係る認可手続において考えられる簡素化の方法をお示しするものであること。

また、認可の申請に必要な事項又は書類ごとの市町村による審査の簡素化の考え方については、別紙 3 を参照のこと。

ア 試行的事業を行う者の認可に係る簡素化の方法

例えば、次の①から③までの手法が考えられること。

- ① 市町村における予算執行の観点から乳児等通園支援事業を実施する意向を有する者との事前協議を実施する場合に、試行的事業を行う事業所について認可の審査を行う際には、事前協議を省略することが考えられること。(第1の2の(2)の①関係)
- ② 試行的事業を行う事業所において市町村が認可の申請の審査を行う場合に、当該試行的事業を行う事業所について当該市町村が既に確認している事項について再度確認を行うことを省略するなど、各市町村における認可事務の実情に応じた簡素化を図ることが考えられること。(第1の2の(2)の③関係)
- ③ 法第34条の15第4項の規定に基づく意見聴取を実施する場合においては、いわゆる持ち回り方式によるといった柔軟な取扱いとすることや、複数の施設をまとめて同項の規定に基づく意見聴取を実施することが考えられること。(第1の2の(2)の④関係)

イ 余裕活用型事業を行おうとする者(試行的事業を行う者を除く。)の認可に係る簡素化の方法

例えば、次の①及び②の手法が考えられること。

- ① 余裕活用型事業を行う事業所については、既に法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において市町村として把握している事項について、審査を簡素化することが考えられること。また、実地監査等で現地確認が行われていると考えられることから、余裕活用型事業を実施しようとする場所を図面上で図示すること及び写真で確認することにより現地確認に代えることが考えられること。(第1の2の(2)の③関係) また、余裕活用型事業を行う事業所についても、アの①と同様に事前協議を省略することが考えられること。
- ② アの③と同様に意見聴取を実施することが考えられること。(第1の2の(2)の④関係)

第2 実施期日等

この通知は、令和7年4月1日から適用すること。ただし、改正法附則第7条の規定に基づき令和7年4月1日より前に認可を行う場合にも、この通知を参考とされたいこと。

(別紙 3)

必要となる事項又は書類 (※ 1)		審査の簡素化の対応 (例)	
		余裕活用型事業	試行的事業
①	名称、種類及び位置	・ 位置を示す図その他の添付書類、証明書類等については、認可書類等と重複する場合には省略可能 (※ 2)	前回確認時から変更が無ければ省略可能
②	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	・ 実施場所 (乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等) を示す平面図の審査は必要 ・ その他立面図、検査済証等については、認可書類等と重複する場合には省略可能 (※ 2)	前回確認時から変更が無ければ省略可能
③	事業の運営についての重要事項に関する規程	×	前回確認時から変更が無ければ省略可能
④	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴	認可書類等と重複する場合には省略可能	前回確認時から変更が無ければ省略可能
⑤	収支予算書	×	×
⑥	事業開始の予定年月日	×	×
⑦	事業を行う者の履歴	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※ 2)	前回確認時から変更が無ければ省略可能
⑧	事業を行う者の資産状況	×	×
⑨	法人の場合、その法人格を有することを証する書類	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※ 2)	前回確認時から変更が無ければ省略可能
⑩	法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	既に市町村に提出済みの定款等において、第二種社会福祉事業「乳児等通園支援事業」の実施が確認できる場合には省略可能	

(※ 1) ①～⑥は児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) 第 36 条の 36 第 1 項各号に掲げる事項であり、⑦～⑩は同条第 2 項各号に掲げる書類である。

(※ 2) 都道府県が認可等をした保育所、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、市町村における子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項の確認や指導監督等において把握できている場合においては省略可能。

(注) 「×」は省略不可能の意。